主力電源化に向けて 『産業用低圧太陽光発電』は必要か? ~XSOLのソリューション~

2018年11月15日(木)

株式会社エクソル

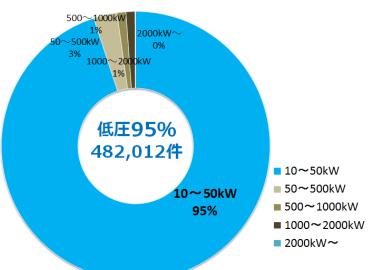
代表取締役社長 鈴木 伸一



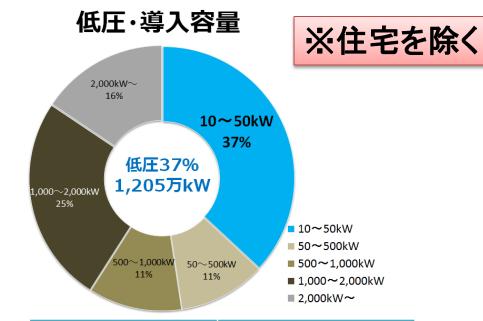
1

産業用・低圧太陽光発電設備の現状





	導入件数 (件)		
10∼50kW	482,012		
50∼500kW	14,380		
500∼1,000kW	5,392		
1,000~2,000kW	5,497		
2,000kW \sim	398		



	導入容量(万kW)			
10∼50kW	1,205			
50∼500kW	348			
500~1,000kW	373			
1,000~2,000kW	827			
2,000kW \sim	509			

- ◆導入件数ベースでは95%
- ◆導入容量ベースでは37%が低圧太陽光発電設備である

再エネの主力電源化に向けて産業用低圧発電設備は大きな影響力があり、必要な電源である。



産業用低圧太陽光発電が主力電源となるための課題

①長期安定稼働の実現

②更なる発電コストの低減

③普及拡大の為のスキーム(エンジン)



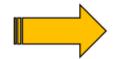
論点1. 電気事業法に基づく技術基準の適合性確認(法規制の執行強化)

- 現行、50kW未満の太陽光発電に対しては、電気事業法では技術基準への適合義務が課されて いるものの、専門性のある者による確認を行っていない状況。
 - 2,000kW以上は、工事計画届にて国が確認。500kW以上は、使用前自己確認の法定手続きにて確認。
 - ▶ 50~500kWは、工事開始前に選任された電気主任技術者による、保安規程に基づく点検義務あり。
- 今般の災害による被害状況を踏まえると、一部の50kW未満の太陽光発電所において、安全上必要 な性能を満たしていない懸念がある。このため、**電気事業法に基づく技術基準の適合性に疑義がある** と思われる案件を特定した上で、電気事業法やFIT法に基づく、報告徴収、立入検査を実施し、必 要に応じて指導、改善命令、認定取消し等の厳格な対応を速やかに行うこととしてはどうか。
 - 電気事業法に基づく**技術基準適合命令に違反した場合には罰金**が科せられるとともに、 FIT法に基づき関係法令遵守義務違反として、FIT認定を取り消すこととしている。

出力等条件	技術基準 適合維持 義務	保安規程	電気主任 技術者 選任	工事計画届出	使用前 自己確認 (届出)
2,000kW以上	要	要	要	要	- *1
50kW~ 2,000kW未満	要	要	要	不要	要 500kW以上 ~2,000 kW 未満
50kW未満 (一般用電気 工作物)	要※2	不要	不要	不要	不要 500kW *満

報告徴収、立入検査、 指導、改善命令 (違反となれば、電事法に基づく 罰金、FIT法に基づく認定取消)





技術基準への 適合性を確認

[「]使用前自己確認」(届出)より厳しい、「使用前自主検査」の実施及び「使用前安全管理審査」(法定審査)の受審が必要。

^{※2 50}kW未満(一般用電気工作物)の場合には、技術基準の維持義務は課されていない。

論点2.技術基準が定めた「性能」を満たす「仕様」の設定・原則化

- 現状、電気事業法が定めた電気設備の技術基準は、安全上必要な「性能」を国が定めるもので あり、これを満たす設備を、事業者の責任で設計・工事・確認し、設置することとなっている。
 - 電気事業法では、事業者自らが、技術基準を満たすこととなっている。その上で、安全上のリスクに応じて、 50kW以上の太陽光発電設備に対しては主任技術者の選任、500kW以上に対しては使用前の自己確 認、2,000kW以上に対しては工事計画の届出が義務付けられている。
- 50kW未満の太陽光発電については、その多くがFIT制度の創設以降、発電事業に参入した事 業者であり、一部の事業者においては、電気保安に関する専門性を有していないために、構造強 **度が不十分な疑いのある設備を設置**している可能性がある。
- そのため、50kW未満の小規模太陽光発電については、電気事業法に基づく技術基準が定めた 「性能」を満たすために必要な部材・設置方法等の「仕様」を定め、これを原則化してはどうか。

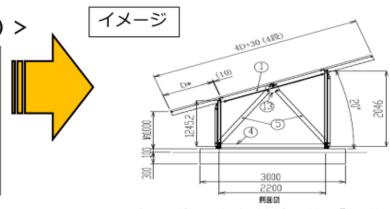
(今年度中に検討を開始)

<太陽電池モジュールの支持物の基準(電技解釈46条2項)>

- ・支持物は、自重、地震荷重、風圧荷重、積雪荷重に対し、安定 であること。
- •日本工業規格JIS C 8955(2017) 「二 日本工業規格 JIS C 8955 (2017) 「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方 法」によって算出される設計荷重を受けた際に生じる各部材の 応力度が、その部材の許容応力度以下になること。

等

○風圧、積雪、地震等に対応した力を受けても壊れない「性能」 を満たすことを求める。



○設計図、使用材料、接続具等の「仕様」に従って 製造、設置することを求める。

論点3.斜面設置する際の技術基準の見直し

- 傾斜地への設置は、平地への設置と比べてリスクが高く、十分な技術的検討を行った上で行う必要 がある。このため、電気事業法においては、現行の技術基準においても、太陽光発電設備を、急 傾斜地法の指定する斜面(周辺に一定規模以上の人家や病院等の施設が存在するなど特別 な要件を満たす場合) に設置する際には当該区域内の急傾斜地の崩壊を助長するおそれがない ように施設することと定められている。ただし、急傾斜地法の指定を受けていない斜面については、相 対的にリスクが低いと考えられていたため、技術基準上特段の定めがなかった。
- 先に発生した**西日本豪雨では、急傾斜地法の指定を受けていない斜面に設置された太陽光発** 電設備が崩落した。
- このため、急傾斜地法の指定を受けていない斜面についても、太陽光発電設備の斜面設置に係 る技術基準を見直すこととしてはどうか。(今年度中に検討を開始)
 - > 電気事業法上の斜面設置時の要件を満たしていない場合には、 FIT法上も、関係法令遵守義務違反 として、FIT認定を取り消すこととしている。

<電気事業法に基づく斜面設置時等の技術基準>

電気設備の技術基準 第19条

13 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法 律第五十七号)第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊 危険区域(以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。)内に施設する発 電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気設備、電 線路又は電力保安通信設備は、当該区域内の急傾斜地(同法第二 条第一項の規定によるものをいう。)の崩壊を助長し又は誘発するおそ れがないように施設しなければならない。

<急傾斜地法の規定の要件>

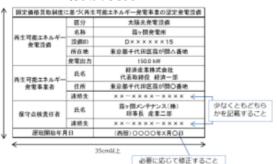
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定に より指定された急傾斜地崩落危険区域(①~④のいずれも満たすもの)

- 崩落する恐れのある急傾斜で
- ② 崩落により一定規模以上の人家、官公署、病院、旅 館等に危害が生じる恐れのある土地及びこれに隣接 する土地で
- ③ 一定の行為を制限する必要がある土地の区域で
- ④ 都道府県知事が指定した区域

論点4.FIT認定基準に基づく標識・柵塀の設置義務に違反する案件 の取締(法制度の執行強化)

- 2017年4月に施行した改正FIT法では、FIT認定事業者に対し、設置する設備に**標識及び柵塀** 等の設置を義務付けたところであり、設置していない事業者に対し、必要に応じて口頭指導を 行っている。
- しかしながら、改正FIT法の経過措置期間 (※) を超過した今年度においても、標識や柵塀等が未 設置の設備や柵塀の設置が不適切な設備の情報が引き続き寄せられている状況。
 - (※) 標識及び柵塀等の設置について、FIT法施行以前(2017年3月31日以前)に旧認定を受けた発電設備については、改正後のFIT法の 認定を受けたものとみなされた日から1年以内に設置することとされている。
- このため、 FIT認定事業者に対し、標識及び柵塀等の設置義務について今年中に改めて注意 **喚起**を実施し、またその際、ロープ等での不適切な柵塀の設置を防ぐため、以下のような**適切な柵** 塀や不適切な柵塀の設置事例も併せて提示してはどうか。
- さらに、注意喚起後も標識や柵塀等が未設置との情報が寄せられた案件については、必要に応じ、 口頭指導や現場確認も行った上で、認定基準違反として、FIT法に基づく報告徴収、立入検査、 指導、改善命令、取消し等の厳格な対応を、速やかに行うこととしてはどうか。

<標識の内容>



<適切な柵塀設置の事例>



<不適切な柵塀設置の事例>



<柵塀未設置の事例>



①長期安定稼働の実現に向けた問題点

JIS2004も適応 できていない設備

JIS2007・2011に 適応できていない設備

JIS2017に適応できていない設備

論点2:技術基準が定めた「仕様」の設定

論点3:斜面設置に係る技術基準の見直し

新電技に対応

フェーズ I

フェーズⅡ

フェーズⅢ

フェーズⅣ

論点4:フェンス・標識の未設置 (全てのフェーズにおいて該当) 対策急務

論点1:安全規制の執行強化 (但し、過去への遡及はなし)

※フェーズ I ~Ⅲはこれまでに導入された設備

これから導入される設備

枠外として再検討が必要と考える

- ・ソーラーシェアリング用設備(農業との両立や撤去が可能な設備である必要がある)
- ・フロート用設備

実際の設置環境が異なる設備に対して、一律の安全規制強化を当てはめるのは過剰な安全性を求めるものであり、導入拡大を妨げることになりかねない。

ひきだしたい、無限の太陽力。

①長期安定稼働の実現に向けた問題点

フェーズ I: ① フェンス・標識の未設置

②施工不良

(電気設備の接続不良・モジュールの固定部の確認・架台の撓みや傾き等)

③ JIS C 8955(2004)を守れていない

: 構造計算を行っていない架台の仕様・地盤調査に基づかない基礎選定。

※緊急対処が必要な設備 (産業用低圧導入量12GWの30%が該当すると考えられる)

フェーズエ:

直ぐに飛散や倒壊の危険はないが、長期的には経年劣化等により安全性に懸念がある。

フェーズ皿:

長期的にも強度は確保されていると考えられる ⇒耐風圧の考え方が変わった

フェーズIV:

長期的にも強度は確保される。

⇒電気設備技術基準が改訂されたため

これから新設するものにおいては、 フェーズIVのように設置時の規制強化で対応できる。

しかし、既設の発電所は電気設備基準を遵守しているのか、確認するには多大な費用と時間がかかり(設置後の構造計算や杭長の確認等)現実的にはチェックすることが困難。

チェック機能がない為にルールを守らずに事業を行う危険がある。

守られなければ、基準だけを高めても意味はない。

又、論点1の「適合性に疑義があると思われる案件の特定」については、実現性は極めて限られている(フェーズ I のみ?)。

①長期安定稼働の実現に向けた対応策

フェーズ I:

「通報制度」と連携し『駐車違反の取り締まり』に倣い、「第三者機関による抜き打ちチェック」の実施 ⇒適切な評価・是正工事が実施できる体制が必要。

- ① フェンスの設置(安易に人が触れれない・入れない状態)
- ② 施工不良の是正(電気接続の再確認・モジュールの固定部の確認等)・架台の撓みや傾き等の補強
- ③ 適正な基準に対応(構造物(架台・基礎)の是正、筋交いを増やす・杭にコンクリート根巻等)

フェーズ II・II:

『評価ガイド』に基づいた現状評価→適切な(点検項目や定期的な期間)保守点検の実施→第三者機関による確認『車検制度』 体制を構築することで長期安定稼働につながる。

フェーズIV:

「論点2:技術基準が定めた「性能」を満たす「仕様」の設定・原則化」 (例:認証商品登録制) 基準に沿った架台・杭を使用することで製品としては十分な対策になるが、施工不良が起きてしまっては解決 にならない為、フェーズ II・III 同様、第三者による初期検査や定期検査が必要



①長期安定稼働の実現に向けた対策(まとめ)

通報制度 フェーズI 格上げ!

フェーズエ

フェーズⅢ

フェーズIV

規制執行強化



○通報制度を活用し、規制執行強化 や緊急対処が必要! まずはここから。

約30%

○電技の遵守が行われているかは不 明確であるが、強度的問題はない ものと判断される。

「緊急」対応は不要!?

約70%

目視や電気点検を行い、不具合 が発見された設備の是正。

重要なのはここ!

検査評価

車検制度

記定商品登場の設定 録・ 制原 則



制度の確立

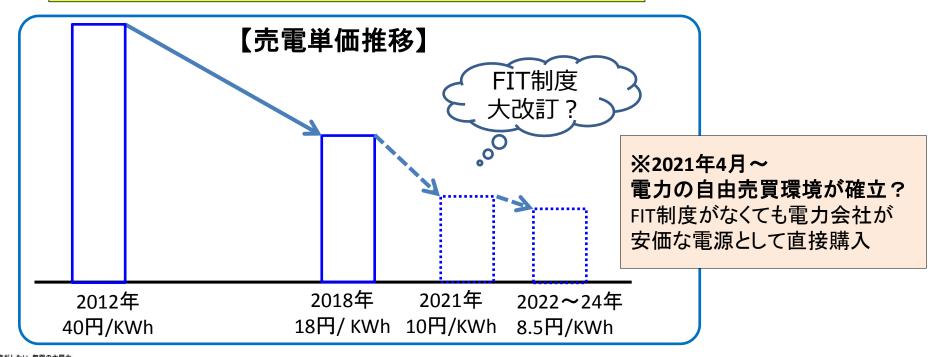
議論・検討が進行中

②更なる発電コストの低減に向けた問題点

●産業用低圧発電設備の発電コストが高圧・特高と比較して高い。

- ① 設備が小規模なため、部材や施工費のスケールメリットがなく大規模設備に比べて割高(造成の際の重機レンタル費・フェンスの仕様面積や門扉の数・集電箱の回路比率など、大型設備と 比較してもkW単価で割高)
- ② メンテナンス費用がサイトごとに必要であり、点在しているため大規模設備に比べて割高
- ③ 販売行為にかかる費用もサイトごとに発生する為、固定費も割高

※産業用低圧発電設備はFITからの自立は可能なのか?





②更なる発電コストの低減に向けた対策

- ●産業用低圧発電設備の発電コストが高圧・特高と比較して高い。
- ① 設備が小規模なため、部材や施工費のスケールメリットがなく大規模設備に比べて割高
 →販売会社による部材の集団購買を行い、スケールメリットを生み出しているケースもある。
 →同一商品を点在する発電設備に標準化展開することが出来、品質の安定に寄与。
 (コンビニチェーンやファストフードチェーンのように品質の担保とコスト競争力が同時に実現できる)
 →施工においても、一定の施工会社に集中依頼することでスケールメリットを生み出せる。
- ② メンテナンス費用がサイトごとに必要であり、点在しているため大規模設備に比べて割高 →かつての低圧分譲のような集約型のメリットを、分散したサイトにも適用できればコストダウンに寄与する。 (同一システムでの監視やメンテナンス業者の集約を行えば、効率よく定期点検や監視を行うことが可能)
- ③ 販売行為にかかる費用もサイトごとに発生する為、固定費も割高 →購入先の一元化、集中化 (高圧・特高のように上場インフラファンドへの一括販売 etc.)

上記に記載のように、産業用低圧発電設備のコスト低減においては、 集約化(アグリゲート)することが今後の大量導入においても必要不可欠であり有効。



③普及拡大の為のスキーム(エンジン)

【問題点】

産業用低圧太陽光発電設備の開発事業者や販売店の減少

- → 売電単価の下落に伴い、建設コストや維持費用は順調に下がっているものの、1サイトあたりの売上額も下落しており、売電単価40円の時と比べて、現在、同等の売上額を上げるためには倍の量を販売しなくてはならない。
- → 販売規模の少ない企業が撤退し低圧発電設備を開発する事業者が減り、 結果、導入量が鈍化し主力電源化を遅らせる懸念がある。

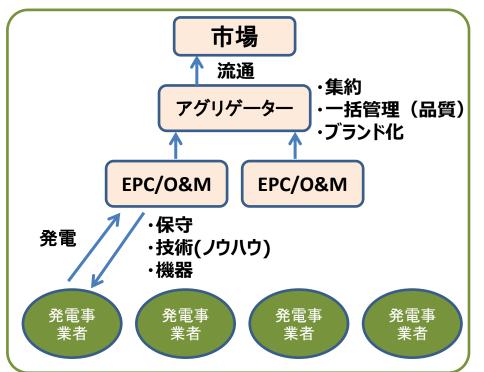
市場競争の減退により、発電コスト低減に歯止めがかかることも予見



14

③普及拡大の為のスキーム(エンジン)

対策:低圧発電設備の集約化の促進(一元管理体制の構築)



低圧発電設備をアグリゲーターが集約化 することで

- ①商品の統一化による品質の向上 (長期安定稼働の促進)
- ②スケールメリットによるコスト低減
- ③発電所管理コストの低減
- ④販売経費の削減



15





まとめ <XSOLならではの事業ソリューション>

長期安定稼働の実現

- ★太陽光発電一筋の経験や技術を生かし『評価ガイド』・『保守点検ガイド』に基づいたEPC/O&Mサービスを展開
- ・発電所評価サービスの実施
- ・構造計算に基づいた是正工事の実施
- ・産業用低圧発電向けローコストメンテパック (他社で施工した案件もOK)

更なる発電コスト低減

★年間数百MW以上の販売施工力によるバイイングパワーとスキル を保有

(現在すでに、売電単価14円でもIRR5%の確保を実現)

★『電気設備技術基準の改訂』に遵守した架台・杭の 販売をいち早く先行開始(コストは旧電技と同等!)

普及拡大スキームの 実現

- ★全国に広がる販売・施工チャネル・発電事業者ネットワークを保有
- ★有力なインフラファンドやアグリゲーター、金融機関とのパートナー シップを展開
- ★設計・調達・施工・メンテ・販売・維持管理代行までをワンストップ で実現可能。
- ★XSOLでは部材の提供のみならず、販売先のご提案や稼働後の 維持管理の代行も行っております。



ワンストップソリューション



ひきだしたい、無限の太陽力。

ご清聴いただき、ありがとうございました。



いちサラリーマンが「太陽光で世界を変えてやる」なんておかしいですか?

